

現行の補償の仕組みの比較

保険等の形態	趣旨	過失・無過失	責任・実施主体			支払		賠償・補償対象者	公平性等	
			賠償・補償主体	法令、通知等の根拠	事務費補助	保険金支払	給付の内容		判定の主体	特徴
医薬品副作用救済制度(法律に基づく制度)	安全対策を尽くした上で起こった副作用の被害者の迅速な救済	無過失	製薬企業(独立行政法人医薬品医療機器総合機構は製薬企業の基金)	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法	国(1/2)	製薬企業	医療費、年金、一時金等	医薬品の使用の対象者(患者)	薬事・食品衛生審議会	事業者の無過失責任 複数事業者負担による 保険的基金 制度維持に国の補助
医師賠償責任保険(民間保険)	医療事故により、献血者に対し損害賠償責任を負担した場合の費用補償。	過失(※争訟費用は不問)	日本赤十字社(担当医師)	なし	なし	日本赤十字社(担当医師)	賠償金(治療薬、逸失利益、慰謝料等) 争訟費用(訴訟費用、弁護士費用、通信費)	献血者(医師が献血者に支払った賠償金補償)	保険会社	
献血者事故見舞金(自社積み立て)	献血者が献血に際し事故を受けた場合、速やかに適切な措置をとる。	過失・無過失不問	日本赤十字社	なし	なし	日本赤十字社(血液事業資金)	傷病見舞金 障害見舞金 遺族見舞金	献血者	日本赤十字社	事業者の任意の取組み
医師賠償責任保険(民間保険)	医療事故により、被験者に対し損害賠償責任を負担した場合の費用補償。	過失(※争訟費用は不問)	医師会加入の医師	なし	なし	医師会加入の医師	賠償金(治療薬、逸失利益、慰謝料等) 争訟費用(訴訟費用、弁護士費用、通信費)	被験者(医師が被験者に支払った賠償金補償)	保険会社	
治験補償保険(民間保険)	安全対策を尽くした上で起こった被験者の被害を迅速に救済。	無過失	治験依頼者	GCP省令	なし	治験依頼者	一時金(休業、疾病、後遺障害、遺族、葬祭料) 太字:健康人のみ	被験者	保険会社	事業者の無過失責任 事業者負担
医師賠償責任保険(民間保険)	医療事故により、ドナーに対し損害賠償責任を負担した場合の費用を補償。	過失(※争訟費用は不問)	医師会加入の医師	なし	なし	医師会加入の医師	賠償金(治療薬、逸失利益、慰謝料等) 争訟費用(訴訟費用、弁護士費用、通信費)	ドナー(医師がドナーに支払った賠償金補償)	保険会社	
骨髄バンク団体傷害保険(民間保険)	ドナーが骨髄提供を行う途上及び提供に係る医療による事故を迅速補償。	過失・無過失不問	(財)骨髄移植推進財団	H3年12月18日健医発第1462号(行政指導)	なし	骨髄移植受容者(=患者)	傷害補償(死亡、後遺障害、入院、通院) ※医賠償とは別	ドナー	保険会社	事業者の無過失責任 受益者負担
予防接種健康被害救済制度(法律に基づく制度)	安全対策を尽くした上で起こった予防接種(予防接種法に基づく予防接種)の被害者の迅速な救済	無過失	市町村長	予防接種法	国(1/2) 都道府県・市町村(各1/4)	国(2分の1)、都道府県(4分の1)、市町村(4分の1)	医療費(自己負担額)、入院・通院費、障害児養育年金、傷害年金、死亡一時金、葬祭料	予防接種法に基づく予防接種を受けた者	厚生労働大臣(疾病・障害認定審査会の意見を聴く)	実施主体の無過失責任 主体に対する国の補助

法令に基づく健康被害に対する補償給付の範囲

制度通称	趣旨	給付の内容	給付対象者
医薬品副作用被害救済制度 根拠法:独立行政法人医薬品医療機器総合機構法	医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による健康被害者の迅速な救済を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費及び医療手当 (入院を要する程度の医療を受ける場合) ・傷害年金 ・障害児養育年金 ・遺族年金又は遺族一時金 ・葬祭料 ◇給付額等詳細についての定めは政令に委任	当該健康被害が医薬品の副作用によるものであること等について、厚生労働大臣が判定を行い、支給の決定をした者又はその遺族
予防接種健康被害救済制度 根拠法:予防接種法	予防接種法に基づく予防接種の被害者の迅速な救済を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費及び医療手当* ・障害児養育年金 ・傷害年金 ・死亡一時金 ・葬祭料 ◇給付額等詳細についての定めは政令に委任 ◇結核予防法に基づく予防接種による健康被害の救済に関する措置は予防接種法の規定を準用	予防接種法に基づく予防接種を受けた後に生じた健康被害が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した者又はその遺族
公害健康被害補償制度 根拠法:公害健康被害の補償等に関する法律	因果関係立証の困難な公害被害の特殊性に鑑み、民事責任を踏まえ、制度的に被害者の救済を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・療養の給付及び療養費 ・障害補償費 ・遺族補償費 ・遺族補償一時金 ・児童補償手当 ・療養手当 ・葬祭料 ◇給付額等詳細については公健法第19条以下に規定	指定地域に一定期間在住し、一定の疾病(指定疾病)にかかっていると都道府県知事等が認定した者又はその遺族

* 予防接種法に基づく予防接種を行う疾病には一類疾病と二類疾病があり、双方について、定期で予防接種する場合と臨時で予防接種する場合がある。二類疾病に係る定期の予防接種によって健康被害を受けた者に対する医療費の給付は、入院を要する程度の医療を受ける場合に行われる。